

統計の概要

1 統計の目的

この統計は、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 集計の対象

日本国内に住所があって、医師法第6条第3項により届け出た医師、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第9条により届け出た薬剤師の各届出票を集計の対象とする。

3 集計事項

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 住所 | (6) 従事先の所在地 | |
| (2) 性別 | (7) 主たる業務内容(薬剤師を除く) | |
| (3) 生年月日 | (8) 従事する診療科名(薬剤師を除く) | |
| (4) 登録年月日 | (9) 取得している広告可能な医師・歯科医師の専門性に 関する資格名(薬剤師を除く) | 等 |
| (5) 業務の種別 | | |

4 届出の時点

令和4年12月31日現在

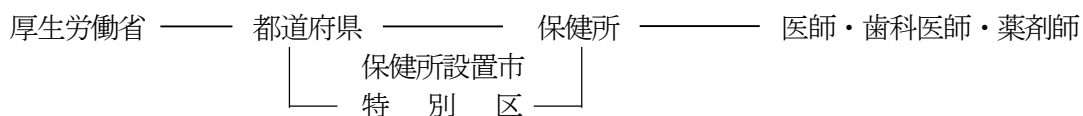
5 届出の経路等

- (1) 届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師が、保健所、都道府県等を経由して厚生労働大臣に届出票を提出する。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により、令和4年から医療機関等*に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師については「医療従事者届出システム」を通じ、厚生労働大臣に届出票を提出することを可能とした。

※ 医療機関等とは、病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、医薬品製造販売業・製造業・販売業、教育機関、衛生行政機関・保健衛生施設等を基本として想定するが、それ以外の医師等が勤務する機関についてもオンラインによる届出は可能。

- (2) 届出経路

【紙媒体による届出】



【オンラインによる届出】

厚生労働省 ———— 医師・歯科医師・薬剤師

6 結果の集計

厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）において行った。

7 用語の説明

- (1) 病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。

- (2) 医育機関

学校教育法に基づく大学等において、医学又は歯学の教育を行う機関をいう。

(3) 診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの、又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

(4) 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

(5) 介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

8 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

| | |
|----------------------------------|-----|
| 計数のない場合 | — |
| 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合 | … |
| 統計項目のあり得ない場合 | ・ |
| 比率等でまるめた結果が表章すべき最下位の桁の 1 に達しない場合 | 0.0 |
| 減少数又は減少率を意味する場合 | △ |

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 人口 10 万対比率は、「人口推計（2022 年 10 月 1 日現在）」（総務省統計局）により算出した。

(4) 「広告可能な医師・歯科医師の専門性に関する資格名」は、「医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成 19 年厚生労働省告示第 108 号）第 1 条第 2 号及び附則（令和 3 年 9 月 27 日厚生労働省告示第 347 号）第 2 条第 1 項に基づき広告することができる医師・歯科医師の専門性に関する資格名である。

なお、本概況においては「専門性資格」という。

(5) 本統計における診療科名は、医療法において広告が認められている診療科名である。

医療機関が標榜する診療科名については、従来、医療法施行令に具体的名称を限定列挙して規定していたところであるが、平成 20 年 4 月 1 日から適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改められたため、年次推移の単純な比較はできない。

（参照：平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331042 号医政局長通知「広告可能な診療科名の改正について」）

URL (<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/dl/kokokukanou.pdf>)